

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」ページからご覧いただけます。

(https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_ibasho/jidoukan)

2024-5-29 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会（第2回）

14時00分～16時11分

○阿南課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「第2回 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、オンラインと対面のハイブリッドで開催いたします。

まず、出席状況でございますが、全員御出席となっております。

ここで、委員の変更がございましたので、ご報告と、新しい委員の御紹介をさせていただきます。松山市役所、矢葺委員につきましては、人事異動のためご退任となりました。また、松山市の組織改正に伴い、児童館、放課後児童クラブの所管課が変更となっております。新たに松山市こども家庭部こどもえがお課担当課長、大内委員が5月20日付で着任されましたので御紹介いたします。

大内委員、一言お願いいたします。

○大内委員 皆様こんにちは。

この度の異動によりまして矢葺の後任となりました、松山市こどもえがお課の大内と申します。よろしくをお願いいたします。

○阿南課長補佐 どうぞよろしくをお願いいたします。

変更後の委員名簿は、資料1にございますので御確認ください。なお、本日オブザーバーといたしまして、こども家庭庁支援局障害児支援課が同席しております。

本専門委員会は、原則として公開で開催し、資料および議事録も公開することとしており、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。録音・録画は禁止となっておりますので、傍聴されている方は御注意ください。

それでは、議事に移りたいと思います。大竹委員長、お願いいたします。

○大竹委員長 本日はお忙しい中、御参加、そして、御視聴いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今年2024年は、こどもの最善の利益をうたったこどもの権利条約を批准してちょうど30年という年になります。また、昨年4月1日には、こども基本法が施行されたということで、こどもたちが意見表明する機会であるとか、こどもの意見を政策プロセスの中に反映していくというような取組が、私自身も各自治体のところでは、そこがしっかりと実践されてきていると実感しております。

私ごとですが、7月にも23区のある区で、中学生から25歳のこども・若者10人の方々と、オンラインではありますけれども、直接区政について、こどもたち、若者の意見を聞くという機会が7月6日に実施されるということで、そちらにも参加することになっています。

たまたま今日の午前中は、私の大学のほうで1年生向けに児童相談所の一時保護所の職員の方から現場のお話を聞くという機会を持ちました。

そのお話の中では、その区の児相の一時保護所では、お小遣いや、あとは、外出というような機会も持っている。その外出は選択もできる、どちらを選ぶというようなこと。ランチも、何を食べる。おすしがいい、何がいい、何がいいということで、こどもの希望を聞いてランチも職員がついて、それぞれの食べたいものを食べるというようなことが一時保護所の中で取り組まれているというのを今日お話を伺って、私が過去に知っている一時保護所のイメージからすると、がらりと変わってきたというようなことから、まさにこどもの権利条約の精神にのっとりというようなことが、現場サイドでも、福祉の現場においてもしっかりと根づいて実践されているんだなというのを実感した次第です。

それでは、本題のほうに入っていきたいと思います。

前回確認をいたしました、次回、第3回が取りまとめの議論となりますので、今日の委員会でできる限り御意見をいただき、最終的な改正案にしていきたいと思います。委員各位の御協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、配付資料の確認について、事務局からお願いしたいと思います。

○阿南課長補佐 本日の資料につきまして、確認をさせていただきます。資料は、右上に資料番号を記載しておりますので御確認ください。

資料1が「委員名簿」、資料2-1が「児童館ガイドラインの改正について」、資料2-2が「児童館ガイドラインの改正案」、資料3-1が「放課後児童クラブ運営指針の改正について」、資料3-2が「放課後児童クラブ運営指針の改正案」、資料4が「こどもの意見聴取について」、資料5からは委員提出資料になっております。御提出順に番号を振っております。資料5が大竹委員からの御提出分、資料6が植木委員からの御提出分となっております。そのほか参考資料5点、お手元に送付しております。不足がございましたらお申し付けください。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

資料のほうはよろしいでしょうか。

では、議事に入りたいと思います。本日も前回同様に、児童館ガイドラインと放課後児童クラブ運営指針について、それぞれ時間を区切って議論していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

前回の議論と終了後の委員提出意見を踏まえて、事務局からそれぞれについて改正案としてまとめてもらっていますので、これについて事務局から修正内容を説明していただき、その後、各委員から御意見を伺いたいと思います。

まずは、議事(1)の「児童館ガイドラインの改正案について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○阿南課長補佐 事務局から御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

前回御提示しました「改正に向けての論点」、6点をそのまま掲載をしております。前回からの追加情報といたしましては、2の「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」につきましては、本年4月25日に開催されました関係府省会議において、総合的な対策として推進する位置づけとなっておりますので御了承ください。

次のページ以降は、論点ごとに整理をしております。また、前回いただいた御意見をまとめております。

まず、論点に関する文面を入れておまして、その下に委員からの主な意見、そして、改正案と続くようなページ構成となっておりますので御確認ください。

右下のページ番号に沿って御説明をさせていただきます。

1ページでございます。論点1.「子どもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正といたしまして、まず、子どもの権利の擁護についてでございます。

前回、子どもや保護者、職員が子どもの権利について学ぶ機会について多くの御意見をいただいたところでございます。特に、子ども自身がどのように子どもの権利について学ぶかということについて御議論がありました。児童館の特性を踏まえること、あるいは子どもの利用形態、内容面、プログラム提供の方法について御意見がありました。また、保護者と学ぶ機会についての御提案もありました。併せて、子どもが遊びの中で自分の気持ちを表現していることや、それが子どもの意見なのだということも御意見をいただいたところでございます。

これらを受けまして、2ページに事務局作成の改正案を入れております。今回、新規に追加したものについては下線を引いております。取消線は前回の改正素案で御提案したものを修正した箇所となっております。

では、上から御説明いたします。

前回、子ども基本法にも触れる御発言がありましたので、その理念にのっとりよう追記をいたしております。ここでは、「児童福祉法」を「法」と略しておりましたが、現行ガイドラインにおいて児童福祉法の略号を使う場面が少ないため、これを取りやめまして、その後に「子ども基本法」を追記することといたしました。

続きまして、「4 社会的責任」において、(1)において、児童館職員の子どもの権利に関する学習について追記をいたしました。(1)「児童館は、職員自ら進んで子どもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。」としております。

続いて(2)では、子ども自身の子どもの権利に関する学習について触れていましたが、御意見を受けまして一旦ここでは削除をいたし、第4章の活動内容のほうに移してあります。

(3)は主語がありませんでしたので、「児童館は」を追記しております。

「第4章 児童館の活動内容」では、まず3について、項目名が「子どもが意見を述べる場の提供」でございましたが、これを「子どもの権利や意見を尊重した活動の実施」と改め

ています。これは、意見を述べる場の提供だけでは不十分であるという御意見を受けて修正したものとなります。

その上で(1)に、「こどもが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、親子でこどもの権利について学ぶことができるように努めこと。」としております。前半は、こども自身がこどもの権利について学ぶということについて、現場の状況に合わせて記載をしております。後半のまた書き以降は、御提案内容から修文をして追記をしております。

前回いただいた御意見が反映できているか、御確認をお願いしたいと思います。

(2)では、職員が行う具体的な取組を追記し、「こどもの年齢および発達の程度に応じてこどもの意見が尊重されるよう、こどもの意見聴取・意見反映に努めること」としました。

続いて3ページです。「災害時のこどもの居場所づくり」についてです。

行ったり来たりで恐縮でございますが、素案では、4ページにあります「災害の備え」というところに、居場所・遊び場確保についての追記を提案しておりました。これを、前回の御議論を踏まえまして一旦こちらは削除して、3ページのほうに戻りますが、「第4章 児童館の活動内容」に1つ起こしています。

前回御議論にありました、東日本大震災やそれ以後の災害に加えまして、能登半島地震の対応状況も踏まえ、(3)「児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。」としています。

発災直後は、その発生時間や災害の種類によって対応が異なるかと思いますが、こどもの命を守る行動を促すため、「一時的な安全確保の場」という表現にしております。災害の種類や被害の程度によってフェーズも異なるかと思いますが、その後は被災した地域のこどもの居場所・遊び場となることを努めることとしております。また、前回の御意見で、共通の視点をとることがございました。「地域住民等との協働」や「持続可能」という用語を使いまして改正案を作成しておりますので御確認ください。

続けて、4ページに進みます。

能登半島地震でも見られたことでございますが、児童館が避難所になること、これについては災害時には重要なことではあります。一方で、なかなか本来の児童館機能を取り戻せない事例があるということから、災害への備えの箇所にも、また書き以降ですけれども、「業務継続計画において児童館の機能・役割の継続について検討すること。」を追記しております。

また、大型児童館の災害時の活動についても御意見をいただきました。これを受けまして、第9章の「広域的・専門的健全育成活動の展開」、こちらに1つ追加をいたしまして、(6)「災害発生時には、県内児童館やこどもの居場所、遊び場に対する支援を行うこと。都道府県域内の支援ネットワークづくりや県内児童館のない地域での遊びの提供等を検討するこ

と。」としております。

内容につきましては、前回の御議論、また、厚生労働省での専門委員会等で御意見をいただいたものを反映しております。また、現行のガイドラインにおいて「県内」という表現にそろえていますので、併せて御確認ください。

続いて5ページでございます。御提案しました相談機関や居場所へのつなぎについては特に御意見ありませんでしたが、相談支援の連携先といたしまして、「要保護児童対策地域協議会」を入れて連携を強化するよう御意見がありましたので追記をしております。追記の位置はこちらでよろしいか、御確認いただければと思います。

続いて6ページ目になります。

論点の2つ目、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正についてですが、こちらは御意見がありませんでしたので前回案のままとしております。

7ページからは、論点の3つ目になります。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正となります。

まずは、①安全計画です。今年度から義務化しているものになりますが、こちらについて特に御意見はございませんでした。

1点、用語の使い方といたしまして、この基準につきましては第7章までに「設備運営基準」と略しておりましたので、今回修正をさせていただきたいと思っております。

8ページにまいります。こちらでは努力義務となっております②自動車運行の関係に関する改正案についてでございますが、御意見はございませんでしたので前回御提案のままとしております。

9ページ、こちらでも努力義務となっております。③業務継続計画の策定に関する改正案でございますが、こちらでも御意見ございませんでしたのでそのままとしております。

10ページでございます。論点の4つ目、「厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会報告書を踏まえた改正」についてでございます。

まず児童館の居場所機能についてです。前回の御議論の中では、オンラインやSNSの活用について分かりやすいように修正するよう御意見がありましたので、11ページになりますが、御意見を踏まえまして、(4)「こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインやSNSを活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。」といたしました。

こちらは、こどもの居場所づくりに関する指針におきまして、オンライン空間も居場所になりうるということを示しております。また、コロナ禍ではオンラインやSNSを児童館が活用し、子どもや保護者の相談対応や、子ども同士のコミュニケーションを取るような取組が見られましたのでこのような表現としております。

続きまして、民間の居場所づくりへの対応といたしまして、前回、貸し館だけをするように見られないようにすること、あるいは住民との協働について、児童館がコーディネーターする役割を持つことなどについて御意見をいただいたところでございます。

そのため、(6)でございますが、地域住民等による居場所づくりを支援する観点から修正

をしておりまして、冒頭、「児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため」というのを追加いたしまして、その後、「地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。」といたしました。

情報収集等の記載につきましては、コーディネーターの具体的な役割として列記をしております。また、施設の利活用については、後段のほうに移しておりますので御確認いただければと思います。

続いて同じページの下側になりますが、福祉的課題への対応強化の明確化につきまして、「ソーシャルワーク」という用語を入れることであるとか、あるいは、ほかのところございましたけれども、遊びの展開に関して御意見をいただいておりますので追記をしております。

現行のガイドラインには「ソーシャルワーク」の用語はありませんが、その内容は記載しておりますので、それを続けるような形にして「課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開する」としております。

また、後半では前回御提案した内容に加えまして、こどもの気持ちを表現しやすくするというような、遊びが果たしている機能について触れるようにいたしました。併せて御確認いただけたらと思います。

12 ページでございます。福祉的な課題といたしまして、外国籍の子どもなどのインクルージョンについて御指摘がありました。これを受けまして、専門委員会の報告書などから改正案を作成し、(8)「障害のある子どもや、社会的・文化的な困難を抱える外国籍の子ども等への対応は、インクルージョン（包容・参加）の観点から必要な配慮を行うこと。」としております。御指摘と合っているか御確認ください。

13 ページでございます。論点の5つ目、「近年の児童館を取り巻く動向を踏まえた改正」でございます。このページでの修正箇所ですが、「第三者評価を受けること」という表現を提案しておりましたが、正しくは「受審」になりますので修正をしております。

14 ページ、「こども家庭庁交通安全業務計画」についてですが、御意見ありませんでしたので修正はございません。

15 ページ、「その他」の御意見でございます。

まず、遊びそのものの記載がないという御意見でした。これにつきましては、現行のガイドラインは平成30年に改正をしております、その際にも検討しているところでございますが、具体の遊びの列挙等は避けておりまして、発達に応じた遊びの重要性と児童館の機能・役割をそちらのほうに入れたという経緯がございます。

また、児童館ガイドラインの解説を作成すべきではないかという御意見がございました。これらにつきましては、今後の検討課題とさせていただければと思っております。

加えまして、委員会終了後に委員からの意見提出の受付を行いました。その中で、「母親

クラブ」という記載について御意見がございました。特に母親に限定する用語がなじまないのではないかという御指摘を頂戴しております。

母親クラブについて少しご紹介させていただきますと、昭和23年に当時の厚生省から母親クラブに関する運営要綱を発出するなど、その組織化を進めてきておりました。その活動場所を児童館とするクラブが多かったこともありまして、児童館ガイドラインにおいても母親クラブについて触れてきたところでございます。

現在、地域によっては「子育て支援クラブ」や「みらい子育てネット」など、母親に限定しない名称を使うこともございます。現行のガイドラインにおいては注釈で入れておりました、地域組織活動の1つに母親クラブを入れております。そのため、今回の改正案では「母親クラブ」の名称を外して、全て「地域組織活動」とする御提案です。植木委員が御専門のところでございますので、補足等ございましたら後ほどお願いしたいと思っております。

以上、前回の専門委員会で御意見いただいたところについて可能な限り反映をしたつもりでございますが、もし不足がございましたら御意見をいただけたらと思います。

なお、資料2-2は、ここまで御説明いたしました内容を、現行のガイドライン全文に追記を行ったものとなっております。

また、参考資料1といたしまして、昨年度の子ども・子育て支援等推進調査研究事業におきまして、特に大型児童館について調査を行っていただきましたので、その概要を入れております。こちらは、大竹委員長、安部委員が研究に携わっていただいておりますので、何か補足がございましたらお願いいたします。

参考資料2でございますが、昨年度、こども家庭庁が実施しました「こども若者★いけんぷらす」におきまして、こどもたちや若者から寄せられた遊びについての意見や、地域子育て支援に関する意見について資料を抜粋したものをお配りしておりますので、御参考までに御覧ください。

長くなりましたが、資料の御説明は以上です。

○大竹委員長 御説明ありがとうございました。

これまでの説明を受けまして、委員の皆様方から御意見を伺いたいと思います。私のほうから御指名させていただきますので、順にミュートを外して、お気づきの点について自由に御発言していただければと思います。また、資料を提出している委員については、御説明をしていただければと思います。

それでは、名簿順でお願いしたいと思います。まず、安部委員からお願いいたします。

○安部委員 ありがとうございます。全部で6点ございます。

まず1点目、資料2-2の1ページ、「3 施設特性 (1) 施設の基本特性」の①～⑥に、⑦を追加してはどうかというのが1点目になります。

というのも、昨年のこどもの居場所部会第9回の際に友川委員が、こどもの居場所の特徴に関して、「こどもが権利の主体であることを体験できる、実感できる」と発言されています。これを踏まえて、こどもの居場所づくりに関する指針の中に、「主体的な関わ

りを通じて子ども・若者自身が権利の主体であるということを実感する」という文言が入っていますので、例えば、⑦に「子どもが権利の主体であることを実感し権利を行使できる」のような形で追加してはどうかというのが1点目になります。

2点目、3ページの「第3章 児童館の機能・役割」のところですけども、今申し上げた1ページ目の追加に合わせて、この機能・役割のところにも「子どもが権利を実感できる」という文言を入れてはどうかというのが2点目です。

3点目、5ページです。「2 子どもの居場所の提供」、(2)「児童館は、中・高校生世代にも利用できる施設である」という文言があります。

先ほど阿南さんが説明されていた中で、厚労省の社会保障審議会（放課後児童対策に関する専門委員会）の報告書を踏まえた御指摘があったと思います。その御指摘の中に、中高生向けの支援として「開館時間の柔軟化（夜間の開館等）」というのがこの報告書には出てきます。(2)のところ、「実際に利用可能な環境づくりに努める」という文言があるのですが、ここに具体的に「開館時間の柔軟化」、もしくは「夜間開館」などの言葉を入れてはどうかというのが3点目になります。

4つ目、これは10ページから12ページの間ぐらいに入るのかなと思うんですが、「2 運営主体」「3 運営管理」の後に、「4 市町村の役割」という柱立てを立ててはどうかというふうに考えました。

というのが、行政の役割がいまいち明確ではないなと感じたので、「児童館の役割・機能の重要性を認識して行政が責任を持って整備すること」であるとか、あるいは「児童館ガイドラインの普及啓発を市町村が行う」といった文言を入れてはどうかと思いました。これが4点目。

5つ目が、14ページの「6 性被害防止」のところなんですけれども、この文言そのものには特に異論はなくて、問題は、これを実際に児童館で実施をしていくときに、現場の先生たちは、やりにくさというか、どうしていったらいいのかなというのが分かりにくいのかなと感じました。なので、これに関しては特に解説が必要ではないかなと感じています。児童館ガイドライン全体的に解説をつくる必要があるかと思いました。

最後、15ページ以降の「大型児童館の機能・役割」に関してです。

大型児童館に関しては、先ほど阿南さんからもありましたが、昨年度の調査研究でも大型児童館を扱っているかなと思います。これを踏まえて、大型児童館の位置づけをもう少し明確にしてもよいのかなというふうに考えました。例えば、大型児童館といっても全ての都道府県にあるわけではないので、「広域自治体の役割として大型児童館を整備する」という文言が入ったらいいなと考えました。

それから、16ページの「3 広域的・専門的健全育成活動の展開」のところの(4)「児童福祉文化財を保有し、計画的に活用する」とあるんですが、保有して、それを分かる形で公開をしないとなかなか計画的に活用もできないので、データベースをつくっていただいて、公開して活用してもらえるといいかなと思いました。(4)の追加です。

それから、(6)の災害時なのですが、これは非常に大事だなと思います。災害時のことに関しては、大型児童館が被災をした県内の児童館のところに行くという形で今書かれていると思うんですが、一方で、実際これまでの災害のときに非常に大事だったのは、被災をした子どもたちが自分の地元を離れて大型児童館にレスパイトに行くことでした。なので、大型児童館が訪ねていく、子どもが訪ねて来ることの両方が分かるような形で書き込んでいただけたらなと思いました。

以上6点、ひとまずこれでお願いします。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

各委員から、まず意見を聞きたいと思います。その後、全体について議論できればと思います。

続いて、植木委員にお願いしたいと思います。

○植木委員 私は意見書を提出しておりますので、資料6をご参照いただければと思います。

児童館ガイドラインに関しては2点でございます。

まず1点目は、第4章、資料2-2で言いますと、6ページの3の(1)に該当いたします。

親子で子どもの権利について学ぶ。すなわち、大人と子どもが両方子どもの権利について学ぶということ。この趣旨については賛成でございます。ただし、「親子」ではなくて「保護者」、すなわち「親」という表現を「保護者」というふうにするべきではないかという提案でございます。文脈に沿って言えば、「保護者と子ども」という表現になるかもしれません。

児童館を活用する利用者は、必ずしも親子には限りません。多様な大人と子どもの組み合わせが想定されるということが理由でございます。他の条文では、保護者表記はされておりますので、統一したほうが分かりがいいのではないかというふうな提案でございます。

2点目、第6章です。資料2-2で言いますと11ページに該当いたします。

「母親クラブ」表記を「地域組織活動」に置き換えるというところ、これは異論はございません。ただし、地域組織活動という固有名詞だけでは少し分かりにくいというふうに考えられますので、例えば「児童館を拠点とする地域組織活動」、もしくは児童館だけに限らないとすれば、「児童館等を拠点とする地域組織活動」と表記したほうが、より分かりがいいのではないかということでございます。

これは「第9章 大型児童館の機能・役割」のところでも同様の表現、すなわち「児童館を拠点とする地域組織活動」という表記がされておりますので、これもひょっとしたら「児童館等を拠点とする」というふうに修正が必要かも分かりませんが、そこに合わせたほうが分かりがいいのではないかということでございます。「地域組織活動」のみの表記では各種ボランティア団体等との区別がつきにくく、その内実があいまいになってしまうと。

先ほど阿南補佐からも説明がありましたけれども、そもそも地域組織活動、旧母親クラブでございますけれども、過去に局長通知があつて、その文面の中で「地域組織の活動は、児

童厚生施設やその他の公共施設との有機的な連携をもつものとする。」というふうに規定された経緯がございますので、提示させていただいたような表現で修正ができればというふうに思います。

以上でございます。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続いて、大内委員にお願いしたいと思います。

○大内委員 よろしく申し上げます。

私のほうは、児童館の職員や、実地で現場で働いている人たちの御意見なども伺いながら、本日お伝えしようと思っております。

資料2-1でご案内させていただきます。

1ページ、「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえた改正の関係で、こどもの権利擁護についてになります。これにつきましては、権利を侵害していることにそもそも気づいていない子どもたちもいるのではないかとということ、支援員さんたちの学びの場、学ぶ機会を設けることが求められているということなので、いいことだなと思っているということがありました。

正しい権利の主張の仕方などを知ってほしいということで、公私混同や、わがままな主張にならないような、そういったことの指導が必要ではないかということが、いろいろ意見としてございました。

次に、論点2「子ども・若者性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正のところですが、資料で言うと6ページになります。具体例として「生命（いのち）の安全教育」が挙げられていますが、ここまで踏み込んだものがガイドラインに明文化されてしまうと、現場の負担にならないかという心配が意見としてありました。

児童館の特性上、幅広い年齢層が来館するというところで、啓発とか周知とか、そういったレベルの判断が難しいという意見をいただいています。学びと言いますか、教育という点でなかなか児童館は、団体、集団でそういうことをするというよりも、こどもが来て個別に対応するところがございますので、そういったことに関しては、具体的な手引きや、マニュアルとか、そういったものがあれば、よりやりやすくなるのではないかという意見がございました。

私からは以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

続いて齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 私のほうでは、資料2-1をもとに御意見させていただきます。

まずは2ページを御覧ください。「4 社会的責任」のところに、「児童館は、職員自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。」というところでは、職員自らがしっかりとこどもの権利を学んでいくというところはすごく賛同するところではございます。

ただ、それとともにこちらの文言では、「職員自らの学び」というところを強調されているんですが、こちらは運営団体であったり、運営責任というところもあるのではないかと思いますので、職員自らだけではなく、運営団体のほうからも資質の向上に努めるような、そういうアクションを起こす文言が必要なのではないかと、まず1点考えたところです。

2点目です。同ページの「第4章 児童館活動の内容」について、3の(1)のところです。先ほども同じ御意見ございましたが、「子どもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、親子でこどもの権利について学ぶことができるよう努めること。」とございます。

こちらも親子だけではなく、児童館に関わる子どもを取り巻く環境の中で、祖父母であったり、保護者というような立場で少し広く表記するのがいいのではないかと思いますし、また、地域で家族が子育てを行う、家族が過ごすというところでは、地域理解というところも含まれているかと思います。

児童館では、地域資源、人材をたくさん活用してつないで、そして、地域の中でこどものたちの育成環境を育んでいくというところでは、児童館、こどもたちの活動に携わる方々の意識の向上というところでは、「保護者及び地域の」というような形で、また一步踏み込んでいいのではないかなと考えたところです。

3点目、6ページの「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正というところも、すごく重要な論点だと思っております。特に第7章、「6 性被害防止」のところでは、「性被害防止のため、こどもの発達段階に応じて、例えば「生命の安全教育」等を活用した啓発を行うとともに、子ども間での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。」。

この文言はすごく大切な部分であると思っておりますので、ぜひ入れていただきたいと思うんですが、やはり危惧されるのは、この文言をもとに現場のほうがどういうふうアクションを起こしていったらいいのかというところで、難しさを感じてしまう部分があるかなと思っております。

こちらのほうはガイドラインの改正のところではなくて、安部委員からお話がありましたように、しっかりと解説書等作成して、より具体的に解説を行うことで、現場のほうが安心してこのような視点を持って取り組む環境ができると思っておりますので、全体を通しての解説書の必要性を感じていたところです。

私からは以上になります。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

続いて、佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員 よろしくをお願いします。

私のほうは、前回もお話ししたとおり児童館のことについては現場もよく分からない中の質問と意見ということで、3点お伝えしたいと思います。

資料2-1のページで話していきます。

まず2ページです。これは句読点の単純な誤植なのかもしれませんが、「4 社会的責任」の(3)です。「児童館は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合」というところの文章で、「あらかじめこどもに周知しておく、」。「、」になっているんですけども、これは「。」なのかなと思ったので確認していただければと思います。児童クラブの運営指針のほうでは「。」になっていたので、そこがちょっと気になりました。

2つ目、同じく2ページです。私も気になったのが、「親子で」というところが、親子だけではないのかなというところの質問をしたいなと思ったことと、もう1つが、第4章の(1)「また、親子でこどもの権利について学ぶことができるように努めること。」。

児童館の実態として、乳幼児のお子さんは保護者の方が一緒に来られると思うんですけども、小学生、中学生、高校生になると、保護者の方が一緒に来館ということはなかなかないと思うので、権利について学ぶことができるようにといったときに、機会をつくるのかなということとか、そういったときに現場の方が分かるような文章ができないかなと思いました。ただ、児童館の方たちが理解して実際の取組につながるというのであれば、このままでもいいのかなという思いもあります。

3つ目、8ページになります。児童館外での活動についてのところですか。事務局からの1回目の修正の提案のところにあったものなんですけども、後で運営指針のほうでも発言しようかなと思ってたんですけども、例えば自動車やバスなんかを使って出かけることもあると思うんですけども、活動の中で電車やバスなんかの公共機関を使うことはないのかなってということでの質問です。

もし遠足等でそういったものがあるのであれば、児童の確認というところでは、「活動において公共機関を使う場合」とか「自動車を運行する場合には」っていうことが入ってもいいのかなって。大竹先生のほうに届いてる意見の中にも何か入ってかなって、私もこれを読ませてもらって同じように感じました。

もう1つ、点呼についても、これはうちの事例になるんですけども、バスで遠足に行くときに、バスの外でも確認して、最終的にバスの中で名前を呼ぶんですけども、こどもたち、そわそわしてるときで名前をフルネームで呼んでも、例えば、りほちゃん、りなちゃん、りこちゃん、「り」が付く名前がたくさんうちなんかの場合はいて、呼ぶと2人ぐらい返事してくれたりとか、後ろのほうなんかは、手を上げたりすると確認がきちんとできないことがあって、点呼という、なんとなく呼んで答えるみたいなイメージがあるので、しっかり顔を見て確認するというようなことが分かるような言葉があればいいなと思って意見として出させていただきます。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

質問の回答は、また後でお願いしたいと思います。では、最後に藤本委員、お願いいたします。

○藤本委員 よろしく申し上げます。

私も前回申し上げたんですけれども、児童館はあまり自分のこどもも利用する機会が、学童のほうに行っててなかったものですから、そういう点でご了承いただきたい部分があるかもしれませんが、お願いします。

資料2-1に沿って、何点か疑問に思ったことを述べさせていただきます。

2ページの第1章、「4 社会的責任」の(1)、先ほどもお話上がっていましたが、「児童館は、職員自ら進んで」というところが、職員主体な書きぶりになっているところが。やはり運営主体のほうの学びを後押しするようなことが必要というところで、現場に丸投げになってしまうのではないかという懸念を少し感じました。

同じページの第4章の(4)「子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり」というところなんですけれども、学童の主な利用者の割合でいうと小学生というところに対して、中・高校生が空間として一緒にいることってあまりないのかなと考えてまして、「中・高校生世代が中心となり」という文言が適切なのかなと感じました。

次に、12ページのソーシャルインクルージョンの表記です。第4章の(8)「社会的・文化的な困難を抱える外国籍のこども等への対応」というところで、こちらは当初の意見として、外国につながるのがあるこどもというところからの話でこのような記載になっているのかと思うんですが、「外国籍のこども等」という表現を入れる必要があるのかなと思いました。

外国籍ではない社会的・文化的な差異があるこどもというのも、現在いろいろ多様性がある中で増えていると思いますし、日本で育って日本国籍だけれども、海外にルーツがあるお子さんもいらっしゃると思うので、ここを外国籍というふうに取り立てて表記しなくても、「社会的・文化的なハンディキャップがあるこどもへの対応」というところで通じるのであれば、そのほうがよろしいかなというように感じました。

最後、13ページ、第三者評価の部分です。「第6章 児童館の運営」の2の(2)、「第三者評価の受審に努めること」というところで、私、あまり詳しくないので分からないんですけれども、受審と公表というところはセットになるべきだと考えるんですけれども、そこら辺はどのような。

今、情報公開というところは、例えばケガとか事故とか、いろんなところでデータベースとかの公開というのはあると思うんですけれども、文言の中で、受審、第三者評価を受けてそれを公開するということとセットにならないのかなというのが疑問としてありますので、そこら辺がどうなのかというのを知れたらなと思いました。

以上になります。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

では、私のほうからも、資料5という形で、一般財団法人児童健全育成推進財団のほうから私宛てに意見書等が出ておりますので、この内容について皆さんにお話をしておきたいというふうに思っています。

事務局の担当の方とやり取りさせていただいて、資料にありますように、大変細かいとこ

ろまで触れられております。これらについて、記載されているけれども別の場所に移動してはどうかであるとか、加筆されている部分であるとか、文言修正とか削除するというような事項等について、細かいところについては事務局のほうに判断をお任せしたいということでした。

その中で、特に今回、事務局とやり取りして、私からお話しさせていただきたいところでは、資料5の1ページ目、第4章2というところで、先ほど災害のところがあったわけですが、「令和6年能登半島地震においては、大きな建物被害がない児童館は、避難所や緊急物資の置き場所になったり、支援者の宿泊所や仮設浴場の休憩室になったり、児童館職員が他の行政支援業務に携わり臨時休館となるなど、被災地域におけるこどもの居場所の優先度が低いことが目立っていました。その一方で、学校やコミュニティーセンターの一角の狭小な空間で短期的な居場所づくりが行われていました」と。

このような現状を踏まえて加筆・修正ということで、1ページの一番下の(6)「災害発生時に施設が避難所等に使用される場合にあっても、可能な限りこどもの居場所の機能を維持し、こどもが安全に安心して過ごせる空間や遊びの機会が確保されるよう配慮すること。」としてはいかがかと。若干修正も入ってございましたけども、こういった御意見。

あと、3ページ目のところで、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、第7章1ということで「事故やケガの防止と対応」。ここにおいては「公共交通機関を利用する場合や自動車を使用する場合は」ということと、併せて「視認の徹底及び点呼」というようなことで、点呼の前にまず視認ということがあるのではないかとというようなところがありました。児童館においてあまり自動車等を使う機会はないんですが、外出等で公共交通機関を利用する場合と、視認ということできっかりと確認をして点呼するというようなところでした。

4ページ目のところでは、何人かの委員の方からもありましたが、性被害の防止というところで、提出された意見の中では「学校での取組を想定している「生命（いのち）の安全教育」のみの例示が適当か。児童福祉施設に十分浸透しているかどうかわからないため、参考として例示するのであれば、文末」云々というようなことでした。

先ほど、家庭庁の事務局の方とやり取りさせていただくと、これは文科省のみならず、内閣府においてもこの点については進めているというようなことがありましたので、例えばということで「生命（いのち）の安全教育」を活用したということで記載しているというような説明がありました。

次は、その下になりますけど第9章3「災害発生時には、被災地域における遊びの提供、こどもの居場所の確保等こども支援及び支援者支援を行うことが求められる。」ということで、以前の報告書、方向性等に記載されているので、これを加筆してはどうかということでした。

最後になりますけれども、大型児童館等については修正等もされておりましたし、安部委員のほうからもありましたので、今後のところで、私も調査に関わってきましたけれども、全国で18か所、それも偏在している。それは自治体が設置しているというところで、全国

的なところで大変厳しい。難しいところはありますけども、各委員からの意見も踏まえて、今後、大型児童館等について議論を深めていただければと育成財団の方もおっしゃっていましたので、こういったところを踏まえて検討していただければと思います。

以上、各委員からそれぞれの視点で御意見等を伺ったわけですが、いくつか、佐藤委員からも質問等があったので、事務局のほうで回答できるようなところがあればいただいてと思いますが、いかがでしょうか。

○阿南課長補佐 ありがとうございます。

佐藤委員から御指摘ありました2ページの4の(3)、「あらかじめこどもに周知しておく」のあとの「、」を「。」に変更したいと思っております。御丁寧にありがとうございます。

また、保護者が来館しない場面というのも児童館の場合は想定されますので、全体的に保護者とこどもが一緒に関わる機会が見られるようなものについては、少し表現を確認をして、精査をしていきたいというふうに思っております。

また、藤本委員のほうから、第三者評価について御指摘ございました。御指摘のとおりでございます。評価を受けるだけではなく、公表までが基本的なプロセスになっておりますので、自己評価同様に第三者評価についても公表までというような表現をとりたいと思っております。この文章、自己評価とつなげておりますので、全体の修正させていただければと思います。

そのほか、御提案いただいた御意見につきましては適宜反映していきたいと思いますが、一部、私どものほうで理解が不足しているところがありますので、追って直接先生方にお伺いする場面があるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

最初に挨拶申し上げましたように、今日は第2回ということで、次は第3回で終了になりますので、今日はいろんな意見を出していただいて、それを踏まえて第3回に向けて、事務局のほうで修正できるものはしていきたいということですので、今までお話があった以外のところ、また、他の委員から話を聞いて、このこともということがあれば、これからはフリーに挙手ないしサインを出していただいて御発言いただければと思います。各委員の方々に、何かございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

現時点では大丈夫でしょうか。

安部委員お願いします。

○安部委員 1点、委員の方に質問と、もう1点、意見があるんですけども、まず質問からなんです、松山市の大内委員に質問です。先ほど御発言の中で、こどもの権利学習との関係で「こどもがわがままになる」といった発言があったと思うんですが、意味が分からなかったのを御説明いただければと思います。お願いします。

○大竹委員長 いかがでしょうか、大内委員。

○大内委員 わがままな主張にというか、道徳が混同してわがままな主張になりかねない、ならないようにということなので、現実としてわがままな主張が出ているのではなくて、想

定の中でというふうに御理解いただけたらと思います。

○安部委員 それは、こどもの権利学習が不足してるからではないですか。こどもの権利学習があると、こどもが権利を知るとわがままになるという話ですか。

○大内委員 そうではなくて、指導の仕方、関わり方や、教え方がうまくいかないとそういうふうな主張になってしまうので、丁寧な指導の仕方というか、伝え方が大切ということをお伝えしたかったということです。

よろしいでしょうか。

○安部委員 あまりよく分かってないんですけど、こどもの権利の話とは関係ないんですか。

○大内委員 そうですね。関わり方の中ではそういう可能性があるということです。

○安部委員 分かりました。

○大内委員 お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

もう1点、意見なんですけれども、大竹委員長、述べても大丈夫ですか。

○大竹委員長 はい。

○安部委員 児童館ガイドラインの改正で、たくさん意見が出てきたかなと思います。実際にやっていくときに、どんなふうに児童館の現場を支えるのかを考えたときに、人も足りないし、予算も足りないなというのを感じています。

そうすると、児童館行政がしっかりしてもらわないといけないかなと思うんですけども、各自治体が児童館行政の位置づけをしっかりとするためにはそれなりのベースがないと厳しいなと感じます。児童館ガイドラインは、現行は局長通知ですよ。今回改正したものも同じような局長通知で行くのか、もう少し拘束力が強いとか、別の形が考えられるのか、どちらなのかなというのを伺いたいたいなと思いました。

○大竹委員長 分かりました。

この取扱いについてですが、事務局のほうは何かありますか。

○阿南課長補佐 当課としましては、現行のガイドラインが局長通知ということで、厚生労働省のほうで出しておりましたけれども、こども家庭庁に移して局長通知というような形で進められないかなというふうには考えております。

厚生労働省におきまして行いました専門委員会の御提言の中でも、ガイドライン以外にも設置の運営要綱の改正など御指摘いただいていたと記憶しております。そういったガイドライン以外のところについても必要な改正があるのではないかと理解しておりますので、そういったものと総合的に勘案して、このガイドラインが局長通知が適当なのか、それ以上のものがあるのかというのは検討してまいりたいと思います。

○安部委員 ありがとうございます。

今、阿南さんがおっしゃったように、それ以外の法令のことも踏まえて、局長通知より上の何かあったらいいなというふうに考えてます。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。しっかりと検討していただければと思います。

そのほか、委員の方から何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。前回はそうですが、日にちを区切って、もし御意見があったということであれば、事務局のほうにご連絡をしていただければと思います。現時点においては、それぞれの委員から意見を言っていただきましたので、これを踏まえて第3回に向けて修正をしていきたいということで進めさせていただければと思います。

それでは、事務局のほうで、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○阿南課長補佐 承知いたしました。

○大竹委員長 それでは、続いて議事の2として「放課後児童クラブ運営指針改正案」について、事務局からお願いしたいと思ひます。

○阿南課長補佐 それでは、資料3-1から御説明をさせていただきたいと思ひます。

児童館ガイドライン同様に資料を作成しておりますので、順に御説明をいたします。

表紙の論点については、修正はございません。2の「性被害防止」に関しては、先ほどの児童館ガイドラインの説明と同様でございます。

それでは、1ページ目を御覧ください。論点の1つ目、「こどもの居場所づくりに関する指針」に係るるところでございます。

放課後児童クラブにおきましても児童館同様に、こども、保護者、職員、それから、運営主体のこどもの権利に関する学習機会について、御意見を前回いただきました。それを受けました改正案でございますが、このページにありますとおり、児童福祉法、それから、こども基本法の理念を読めるように追記をしております。

2ページでございます。まず、社会的責任におきまして、職員のこどもの権利に関する学習について触れております。①「放課後児童クラブは、自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、育成支援を行う必要がある。」としております。

続いて、②では、こども自身のこどもの権利に関する学習について触れておりましたが、御意見を受けて、ここでは一旦削除しております。その上で、第3章の育成支援の内容のほうに移しております。文章は、児童館同様のものとしておきまして、「放課後児童クラブに通うこどもが遊びや生活の中で、自身の権利を理解できるような環境や機会を設けることが求められる。その内容について、保護者に周知するように努めること。」としております。

後段が児童館と異なっておりまして、保護者が就労している状況を踏まえますと、保護者に内容を周知するというほうが放課後児童クラブの現状には合っているのかなと思ひますのでそのような表現をしておりますが、先生方の御意見に合っているか御確認いただければというふうに思ひます。

1つ戻りますが、第1章の3、(4)の⑧、主語が落ちておりましたので、「放課後児童ク

ラブおよび放課後児童クラブの運営主体は」と追記をしております。

それから、前回、運営主体自体がこどもの権利に関する理解を深めるようにしたほうがよいという御意見がございましたので、第4章の「5. 運営主体」におきまして、「こどもの権利に関する理解を深め、放課後児童支援員等に対するこどもの権利に関する学習の機会を設ける。」としております。

続いて、3ページでございます。

「こどもの居場所づくりに関する指針」におきまして、「こどもとともにつくる居場所づくり」という項目がございますので、これに伴う改正素案を御提示したところでございます。それに対しまして、こどもが主体的に運営に関わるようにつながるような内容であるとか、意見を交わすことにとどまらず、その意見をどのように運営に生かしていくかという観点から、御意見をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、⑥でございますが、「放課後児童支援員等は、こどもが気持ちや意見を表現できるようにし、それを受け止める体制を整える。」を、まず追加をしております。加えて、素案で記載していたものを独立させまして、4つ目のポツですけれども、「こどもが放課後児童クラブでのルール等について意見を交わす機会を持つことや、こどもの生活や遊びに影響を与える事柄については、こどもが放課後児童支援員等と共に考え、共に決めることができるよう努める。」といたしました。

続いて、4ページです。

第三者評価につきまして、利用するこどもの意見も入れるべきという御指摘がありました。これを受けまして、「放課後児童クラブの運営主体は、福祉サービス第三者評価制度等を活用するなど、客観的な評価を他者から受けることにより、事業の質の向上につなげる。評価を行う際には、こどもや保護者の意見を取り入れて行うことについて、評価機関等と実施方法について調整する。」としています。

現行の福祉サービス第三者評価制度におきましては、「利用者」、放課後児童クラブでは保護者やこどもになりますが、「による評価は必須となっていない」ところですが、重要な御指摘ですので、この後段のところ、「実施方法について調整する。」というような記載としております。

次の○は、2つの評価を明確にするために、「自己評価、第三者評価の結果」というふう

に追記をしておりますので御確認ください。

続いて、5ページです。論点2の「性被害防止のための緊急対策パッケージ」を踏まえた改正でございますが、この点については御意見ありませんでしたので、改正素案のままとしております。

6ページになります。論点の3つ目、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた改正でございます。

①の安全計画についてでございますが、安全計画が義務化されたことで、第6章に柱書を入れておりますが、これに追記いたしまして下線部、「また」以降ですけれども、前回御意見

いただきました、コロナ禍で見た課題について、業務継続計画に反映するような表現を入れております。一方、BCP、業務継続計画につきましては努力義務ですので、少し文末を書き換えておりますので御確認ください。

読み上げますと、「また、放課後児童クラブは感染症の蔓延時や災害時にも必要に応じて開所することが期待されるため、あらかじめ市町村や保護者等関係者と連携しながら業務継続計画を定めるよう努めること。」というふうにしております。

7ページでございます。②の「自動車運行」については、御意見ありませんでしたのでそのままにしてありますが、このページの中では1点ございます。

現行の運営指針におきまして、「運営主体」という言葉が複数箇所出てまいりますが、運営主体は明確に書き分けをしております、中ほどにありますところの「事故やケガが発生した場合には」という文面の中では文字がちょっと抜けておりましたので、「放課後児童クラブの」というのを追記しております。

続いて8ページです。③業務継続計画についてですが、災害時の支援者支援の観点から、外部支援の受入について記載するのはどうかという御意見がございました。こちらを9ページで反映しておりますのでおめくりください。

最後の○でございます。「災害後の復旧・復興においては、放課後児童支援員等やこども、保護者が、被災によって生活状況が変化している場合があるため、市町村や関係機関と連携し、必要に応じて人的支援や専門的助言等を求めることを検討する。」というふうにしております。御意見を正確に反映できているか、御確認いただければと思います。

10 ページ、論点の4番目、厚生労働省の専門委員会の報告書を踏まえた改正でございます。ここではタイムシェアについて御意見を複数いただきました。タイムシェアにつきましては、運営上の困難が見られるということで、きちんと別の項目として起こすなどの御指摘をいただいたところでございます。

それを受けまして、○でございますけれども、「放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取り決め等を行うよう努める。」という表現にしております。御確認ください。

11 ページでございます。「新・放課後子ども総合プラン」で定義をしておりました一体型の扱いについてです。昨年12月に取りまとめました放課後児童対策パッケージにおきましては、「校内交流型」と整理をしておりますので、パッケージという用語をもって御説明するのではなく、具体的な定義を記載することといたしました。

その結果、読み上げますと、「同一小学校内等で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しており、すべてのこどもが放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できる場合（校内交流型）は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。」。以下は前回どおりでございます。

続いて12ページ、「障害のあるこどものインクルージョンについて」です。こちらにつきましては、関係機関との連携について事業所に委ねられていることが、実際の連携に際して

は非常にハードルが高いという御意見がございました。また、障害児を受け入れるための体制強化についても御意見がございました。

この体制のあり方につきましては、13 ページでございますが、現行の運営指針の中で読めるところがありますため、一旦そのままとしております。以後、追記しているところでも体制強化というところは意識して案を作成しておりますが、不足がございましたらまた御指摘をいただければと思います。

追記の部分は14ページになります。御覧ください。

(2)「障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点」、○の4つ目でございますが、「市町村や放課後児童クラブの運営主体は、障害がある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、放課後児童クラブが地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、児童発達支援センターや巡回支援専門員によるスーパーバイズ・コンサルテーション（後方支援）の活用等も考慮する。」としております。

まずは連携体制を構築する主体として、市町村や放課後児童クラブの運営主体ということを確認しております。その上でクラブが専門機関等と連携して、相談できる体制づくりというふうにつながっております。

以後、具体的な事業名が出てきておりましたが、こども家庭庁障害児支援課とも協議・確認をいたしまして、現行制度や事業に合わせた修正をしております。そのため、今年度施行の改正児童福祉法に沿いまして、児童発達支援センターの中核的な役割の中にありますスーパーバイズ・コンサルテーションというところを入れております。

次の○では、運営主体をまず明確化しまして、「放課後児童クラブの運営主体」としております。それから、誰のケアなのかというところが分かりにくかったので対象者を追記しております。「職員のケア」というふうに言葉を補っております。

続いて15ページでございます。こちらにつきましては、御意見ありませんでしたのでそのままにしております。

16 ページ、論点の5番目でございます。「近年の放課後児童クラブを取り巻く動向を踏まえた改正」でございます。前回の御意見といたしましては、国の事故データベースの活用を促すのがよいのではというものをいただきましたので、下から2つ目の○でございますが、「その際、国の「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の活用を検討する。」というのを追記しております。

続いて、17 ページになります。上半分の虐待対応については、御意見ありませんでしたのでそのままとなっております。

下半分につきましては、今回新たな御提案となります。放課後児童クラブにおいてICT導入の動きが進んできておりますので、追加の提案でございます。現在の運営指針におきましては、「連絡帳を効果的に活用することが必要である」としてありますが、紙にこだわらずアプリ等を活用した連絡帳機能を使っているところもありますので、「その際、ICT（情報通

信技術)の活用も視野に入れること。」としておりますので、御確認の上、御意見をいただけたらと思います。

続きまして18ページ、昼食提供についてです。

前提といたしまして、御指摘いただいたとおりでございますが、地域の実情に応じた昼食提供ということでございますので、適切な記載とするために、⑦の項目名に追記案を提出してはいたしましたが、一旦削除をしております。

また、おやつ¹の意義について御意見がございましたので、「おやつ¹の提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに」の後でございますが、「「子ども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるため、」子どもが落ち着いて食を楽しめるようにする。」というふうに追記をしました。

また、昼食提供の方法等について御意見がありました。これを受けまして、衛生管理や内容等から3点追記をしております。

まず1つ目、「子どもが持参したおやつや食事については、安全及び衛生に考慮して、適切に管理する。」。2つ目、「地域の実情に応じて昼食等を提供する場合には、保護者や子どもの以降を踏まえた上で、おやつ同様に内容や量等の工夫、安全及び衛生に考慮する。」。3つ目、「保護者組織が手配等した食事については、保護者組織や弁当事業者等と十分連携し、適切に管理する。」としております。表現等につきまして御確認いただければと思います。

19ページは飛ばしまして、20ページでございます。その他の意見についてまとめております。

まず、子どもの遊びの重要性について触れていただきたいという御指摘がございました。現行の運営指針の第2章におきまして、子どもの発達について遊びとの関係性を記載しております。これで事務局としては充足しているのではないかと考えておりますが、不足がございましたら御指摘ください。

続きまして、子どもの権利として、放課後や長期休業の生活保障についての記載、あるいは学校に行かない、あるいは、学校に行けないが放課後児童クラブを利用している子どもについても御意見がありました。これらについては現行の運営指針で扱っている内容を少し越えている部分もございますので、今後の検討課題とさせていただけたらと思いますが、御確認いただければと思います。

また、長期休業中の朝の開所時間についてなど、開所時間、あるいは開所時期について御意見がございました。これらにつきましては、現行の運営指針の第4章の「3. 開所時間及び開所日」におきまして記載をしている範囲で読めるのではないかなというふうに事務局としては考えておりますので、御確認いただければというふうに思っております。

続きまして、放課後児童クラブの運営主体の変更時における子どもへの説明等について御意見がございましたので、第4章「5. 運営主体」において追記をしております。「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、子どもの心情に十分配慮した上で、子どもへの丁寧な説明等が求められる。また、育成支援の継続性が保障され」というように、間

に文面を追記しておりますので御確認ください。

21 ページでございます。切れ目のない支援の実現のため、放課後児童クラブがもう少し関わっていけるような記載についてということで、御意見がございました。

第5章の柱書を新たに作成しましたので御確認ください。「放課後児童クラブを利用するこどもたちの生活の連続性、発達の連続性の保障は、学校をはじめ、保育所・幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠である。市町村と放課後児童クラブの運営主体は、連携を促進することに努めること。その他、放課後児童クラブは以下の点に留意する。」といたしました。

現行の運営指針では、第5章は放課後児童クラブが行うことを書いておりますが、委員の御指摘から、市町村と放課後児童クラブの運営主体がしっかりと連携を促進することが必要ではないかという御指摘と受け止めましたので、そのような表現をとっております。

御意見を踏まえまして可能な限り反映をしたつもりでございますが、不足がございましたら後ほど御意見をいただけたらと思います。

それから、ここで議論の参考のため、参考資料について簡単に御説明をさせていただきます。

参考資料3でございますが、昨年度、こども家庭庁が実施いたしました「こども・若者意見反映サポート事業」におきまして、滋賀県近江八幡市へファシリテーターを派遣した事業について御紹介をしております。

これは、対面でファシリテーターがこどもの意見を出しやすい環境をつくったり、こどもの声を引き出したりするような取組を行ったものになります。資料の中にもございますが、参加したこども全員が「参加してよかった」と答えておりまして、自分たちが利用する放課後児童クラブに対する意見を出す取組というのは好意的に受け止められたと考えております。

また、参考資料4では、こどもたちの意見を整理し、この事業を使いまして近江八幡市と放課後児童クラブの事業者が、出た意見に対してこどもたちにフィードバックする際に使用した資料となっております。

全部で399個の意見が出たということでございまして、例えば、おやつであれば「好きなものを食べたい」、「色々な種類を食べたい」、「じぶんで決めたい」などの御意見をいただいたところでございます。

これを事業者のほうでは、「みんなの」、こどもたちのということですが、「「じぶんで決めたいおやつを食べたい」というきもちを大事にしたい」というふうに受け止めました。それを踏まえ、クラブのほうで検討を進め、週に1回、みんなが好きなおやつを選べるようにする取組を開始することというのをこどもたちに伝えておりました。こどもの意見聴取や意見反映に関する議論の参考までに御覧いただければと思います。

参考資料5では、保護者向けにこども家庭庁が実施いたしましたアンケートの結果を入れております。放課後児童クラブを利用している、あるいは利用予定の保護者の皆様から、5,000件を超える御意見をいただきました。

そのうち、「放課後児童クラブの利用にあたって改善してほしいこと」という問いを入れておりました。数多く御意見をいただいたのは、「昼食の提供」ということで52%の御意見がそちらに集中しておりました。そのほか細かいところもございますが、記載をしております。御参考までに共有させていただきます。

資料3-2につきましては、ここまで御説明した内容、現行の運営指針の全文に追記等を行ったものになりますので、御確認のために御覧ください。

長くなりましたが、資料の御説明は以上でございます。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、それらの説明について各委員から、以前御意見いただいたものがしっかりと反映されているかどうかも含めまして、先ほど同様に、順に各委員から御発言をいただければと思っています。安部委員からお願いできればと思いますが、よろしくお願ひします。

○安部委員 質問と意見が5点ほどありますので、順を追って説明をさせていただきます。資料3-2を見ながら説明をさせていただければと思います。

まず1点目、「第1章 総則」「1. 趣旨」の(2)「放課後児童健全育成事業の運営主体は」とあるんですが、この運営主体は何を指しているのかというのが知りたいと思います。市町村なのか、それともそうではないのかというところです。市町村であるにしても、そうじゃないにしても、現場の創意工夫には限界があるので、市町村の役割をもう少ししっかり明記してはどうかというのが1点目の意見です。

例えば、「市町村は放課後行政の重要性を認識して、質の向上と機能の充実に努めなければならない」とあるとか、あるいは「放課後児童クラブ運営指針の周知に努めなければならない」という文言があってもよいのかなと思いました。それが1点目。

2点目が、その下「2. 放課後児童健全育成事業の役割」ところなんですけれども、社会保障審議会の放課後児童対策に関する専門委員会の議論の中で、まず最初に放課後の意義、こどもの放課後を保障する意義が検討されたかなと思います。

で、2の(1)と(2)が本来だったら逆なのかなという気がしていて、まず、こどもにとって放課後ってどうなのかというのが初めに来て、そのあとに具体的な話になっていくのかなと考えました。なので、2の(1)と(2)辺りの並びをどうするか、もしくは、こどもの放課後を保障する意義をもう少し加えるかというのを検討していただけたらなと思います。それが2つ目です。

3つ目が14ページ、「5. 運営主体」のところです。「放課後児童健全育成事業は、市区町村が行うこととし」とあるんですけれども、この文言の中に、こどもの居場所づくりに関する指針に含まれているようなこどもの権利であるとか、もう少し文言を加えてはどうかかなと思います。それが3つ目。

4つ目が、14ページの下の方、「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じた場合」のことなんですけれども、先ほど阿南さんからも説明がありましたが、前回、私が申し上げた

のは、こどもに対する説明ももちろん必要なんですけれども、こどもの意見が反映されないとまずいんじゃないかという話でした。

ただ意見を聞いて、あるいは、ただ説明するだけではなくて、こどもが納得できるよう、運営主体が変更する前に説明をして、運営主体を変更するときにはこどもの意見が反映されないと、こどもたちが使うところなのに勝手に大人が決めてよいのかというところが重要かなと思います。「丁寧な説明等が求められる」だけだと、こどものたちの意見は反映されないのかなというふうにも読めるので、ここはもう少し検討していただけたらと思います。それが4つ目。

5つ目は、この指針の中で、放課後等デイサービスや放課後子供教室が何個か出てくると思うんですけれども、今回、指針を改正にするにあたって、放課後等デイサービスのガイドラインや放課後子供教室に関しては、何らかの改正というか、変化があるのかなというのを教えていただけたらなと思います。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。質問は、また最後のところで回答していただければと思います。

続いて、植木委員お願いいたします。

○植木委員 私、先ほどの児童館ガイドラインと同様、意見書を出しておりますので、資料6の2ページ目を御覧いただければと思います。資料3-1で申しますと、18ページが該当する部分でございます。

第3章の「1. 育成支援の内容」(4)の⑦、おやつの部分でございます。修正案には2つ目のポツのところに、「こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるため」という文言が入りました。これは歓迎すべき事柄だというふうに思います。この文面に関しては異論はございません。

であるならば、ポツのところのみならず、⑦の本文のところにも、同様に明記を組み込んだほうが分かりやすいのではないかと考えます。例えば、「育成支援の内容」(4)の⑦、「子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされ、子ども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるおやつ等を適切に提供する。」などというふうな文言でどうかという提案でございます。

例えば放課後支援員の認定資格研修等を行う際に、育成支援の9つの内容というのは大変重要な部分でございます丁寧な説明をするわけですけれども、9つ並べたときに、加筆された部分の文面も表に出たほうが伝わりやすいし、正確に受講生も理解しやすくなる手だてになるのではないかというふうなことでございます。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

引き続き大内委員、お願いいたします。

○大内委員 具体的な加筆修正等はございませんので、意見をまとめてお伝えしようと思

います。

こどもの権利に関するところと、こども・若者の性被害防止のための対策パッケージのところを、すみませんが、お願いという形になろうかと思いますがお答えします。

こどもの権利を十分理解できていない支援員が、こどもと関わっている場面がまだまだ散見されます。今後、こどもの意見を尊重するこどもとの関わり方を行政として研修等の場で機会を提供する必要があると思っています。また、対策パッケージのほうですけれども、個別の発達状況にも配慮する必要があると思いますので、そのためにも児童クラブについては特に解説書が必要であると考えています。以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

引き続いて齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 資料3-1をまず御覧いただきまして、説明をさせていただきます。

2ページ目の(4)「放課後児童クラブの社会的責任」、①のところになります。こちらも児童館のほうと同様に、「放課後児童クラブは、自ら進んで子どもの権利について学習を行った上で」というところがございます。その下に、運営主体のところでの学習の機会を設けるなども入っているんですが、やはりここの中でも「自ら進んで」というところが、職員だけでなく、運営主体というところでは市町村や運営主体の法人等も網羅した上での文言になるとより分かりやすいかなと考えています。こちらがまず1点目です。

また、資料10ページ目を御覧ください。「第5章 学校及び地域との関係」のところになりますが、(1)の○の2つ目、「放課後児童クラブを一時的に特に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等との取り決め等を行うように努める。」と修正いただきました。

「学校等」で全て網羅されているかとは思いますが、現場の実情、タイムシェア等が同一市町村で多数実施されているところは、学校の取り決めという形で学校単体で判断することが難しいケースが多々ございます。そういう意味では、市町村の教育委員会がキーになってくると考えられますので、ここは「等」の中にももちろん含まれているとは思いますが、「教育委員会及び学校等との」という形で、教育委員会の文言を明確に入れてはどうかというところがもう1点目の提案となります。

3つ目は、おやつを提供。18ページを御覧ください。第3章の1の⑦、「子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつ等を適切に提供する。」というところに大きなところがありまして、その後の文言の中には「適切に管理する」という文言もございます。

児童クラブのおやつや給食の管理につきまして、アレルギー対応とかもございます。提供するだけでなく、アレルギー対応がそのときに除去が難しいものに関しては、おやつ等も事前に御持参いただいて保護者からお預かりするケースも多々ございますので、そういう意味では提供だけでなく、ここにも「管理」というところをしっかりと明記したらいいのではないかと考えているところです。

最後になります。資料3-2の14ページの下のところ、先ほど安部委員からも御発言ありました「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には」というところがございます。こちらはやはり変更が生じた後の説明ではなくて、当事者である子どもたちの意見が選定から反映されるべきではないかと思っております。

そういう意味では、子どもたちのヒアリングであったり、子どもたちの現状を踏まえた選定をしっかりと考えていただきたいというところでは、「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には」、この場でこの文言というところは言えないんですが、選定から視点が入るような文言に組み替えていただけないかなと考えたところです。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

続いて、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 私からも幾つか、感想と現状のほうを少しお話しさせていただきます。

まず、前回の委員会の中で出された意見が全て網羅されていて、すごく分かりやすくなったなというふうに現場の支援員としては感じました。

その上で、7ページの「事故やケガの防止と対応」のところ、こちらは先ほど児童館ガイドラインのときに意見を出したんですけども、やはり点呼のことと、あともう1つは、現場では、遠足等の特別の活動をしている中で公共機関を使って移動することもありますので、その辺のところも入っているといいなという意見です。

続いて10ページ、第5章の4、(1)の○の2つ目のところで、先ほどから出ているタイムシェアのことについてです。これについても項目を起こしたことで、放課後児童クラブの施設については、特別教室を使うタイムシェアについては一時的なものなんだということが明文化されたことで、とてもうれしく思います。

その上で、特別教室と言ったときに現場からの声としては、例えば理科室とか家庭科室、音楽室、いろんなものが置いてあって、もちろん触ってはいけないんですけども、そういうものの扱いについてとても神経を使うってこととか、あと、これはほかの地域で聞いた話なんですけど、全部白い布でそれを囲って部屋が異様な感じがする。触らないようにということなんですけれども、想像すると、白い布で囲ってある中で生活するってどうなんだろうっていうふうに思います。

自分の子どもたちが通っている学校であれば、例えば集会室ですとか、あと、複式で学習するときに使う余裕教室ってあるんですけども、そういうところが使えれば生活するほうとしては、ふさわしいとまでは言いませんけども、そういう教室が借りられるといいんだろなというふうにイメージしています。ですので、「学校等と取り決め」という中に、今後はふさわしい部屋が使えるってことがあるといいなと思っております。

続いて16ページです。第6章の1の(2)、3つ目の○のところでは、子どもがプール等に入水するような場合、活動がいつもと異なるときには、「運営体制が整わない場合には中止を検討する」となっているんですけども、これは個人的な感想になるん

ですけど、「中止する」でもいいのかなんて思っています。

現場でもいろいろ聞く話の中で、特別活動というのは、こどもたちといろいろ準備をしてきてすごく楽しみにしている活動だと思います。職員としても事前に下見に行ったりとか、時間を費やしている。職員の思いだけではないですけども、中止せずにできるだけ実施したいというのが頭の中にあります。

例えば、当日職員が急にお休みになったとか、感染症の子が何人か出てきたときは、本当は中止しなきゃいけないと思うんです。だけども、目の前にいるこどもを見たときにちゅうちょしてしまうっていう現状は過去もあったと聞いています。

実際、体制が少ない中でこどもを、徒歩ではありましたがも連れ出したところの先で車と接触するという、軽いケガで済んだんですけども、そういう事例も聞いています。ヒヤリ・ハットだと思います。なのでここでは、「検討する」というと、なんとなくそこで検討した結果どうだったって話につながりそうなので、「中止する」というふうになるといいなって見ていて思いました。

最後、18 ページの第3章の1の(4)の⑦のところですか。こちらは、おやつと昼食のところで、実際現場の中で今昼食を提供しているところが身近ではあまりなくて、ただ、ニーズはすごくあるんだろうなことは感じています。その上で、いろんな方法があるってことが今回細かく明示されたっていうところで、とてもよかったなと思っています。

ですので、例えば「保護者組織が手配した昼食については」という文言なんかは保護者のニーズが入っているし、なおかつ、「適切に管理する」というところでは、クラブとしてやらなきゃいけないことがしっかり伝わってくるんじゃないかなと思ったので、これはよかったなと思って読ませてもらいました。

以上です。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に藤本委員、お願いいたします。

○藤本委員 私も資料3-1から意見を述べさせていただきます。

まず10 ページの第6章、「自然にふれあいながら過ごせる環境を確保することが求められ」「学校施設や近隣の児童遊園、公園、児童館等を有効に活用する。」というところなんですけれども、ここの文章ですと屋外遊びの保証と言いますか、それが重要であるという観点で書かれていると思うんですけども、一方で、先ほど出たプールの件とかもありますけれども、外遊びにいい季節がなくなってきたらというのが実体験としていろいろあって、昔でしたら、私の経験ですと子ども会のイベントとかも夏で、親も夏休みが取れて、いい時期でというところで企画していたものが、暑すぎて中止にせざるを得なかったりということがあります。

一方で、外遊びや、みんなで外で遊ぶところを体育館で実施したりとか、そういう部分で、みんなで集団で遊ぶということと、運動遊びという面では非常に重要だと思いますので、ここは今、屋外想定、学校施設ってところに体育館も入ってるのかなと思いますけれど

ども、公共のスポーツ施設とかそういうところも考えて、近年の夏も自然に触れ合える時期、環境が少なくなっているところも踏まえた変更ができるのかなと思いました。

次は 16 ページです。こちらも事故の部分で、今のお話と通ずるところもあるんですが、昼食の提供において保護者組織との連携というところを加えていただいたのですが、同じように、先ほど申し上げたとおり、行事等で学童の先生方が忙しい中で連携して行事を行ったりとかっていうところで、ボランティアでやってくださる父兄の方とかが、こどもたちの成長機会を増やすためにという中で企画をすることがあります。

そういうときに、やはり連携して適切な中止の判断、先ほどの話にも出ましたような中止の判断等行ったり、保護者主体の企画に対して保険に入ったりというところでちょっと悩んだ場面が私も経験としてあります。そこら辺の事故防止に対する何か文章が入れられるのかなと考えました。

次が、17 ページの「放課後児童クラブにおける ICT 化の状況を踏まえ」というところです。「ICT の活用も視野に入れること」という第 3 章 4 の (1) の部分です。

保護者の連絡帳の利用に関しての ICT 活用ということが記載されていましたが、参考資料 5 のアンケート等を拝見しても、連絡帳以外の ICT 化というのは、先ほどのアンケートとか、親子、保護者とこどものアンケートでその場で聞くというのがありますけれども、アンケートとかのデータベース化やその他の共有事項に対するデータベース化とか、連絡以外にも安全対策や意見聴取に対して ICT の活用というのは非常に有効だと思います。

放課後学童クラブとかですと、私の感覚で言うと民間企業とかよりは後れているのかなというところも。それも、例えば出欠席等の、ピッてやるやつあるじゃないですか。そういう機械が入れられない、そういうののお金がないですみたいな話も、私の身近な中で聞いたりとかしましたのでなかなか難しい部分はあると思うんですけれども、連絡帳の代わりというだけではなくて、全体的な ICT の活用というのが入れられるといいのではないかなと思いました。

以上になります。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。各委員から御意見を伺いました。

では、私のほうから、資料 5 で育成推進財団のほうから意見が上がってきております。資料 5 の 5 ページから 9 ページが、「放課後児童クラブ運営指針」に対する改正に関する意見・提案ということで、細かなところまでございます。これらについては、事務局のほうで適宜判断していただければというところだったと思います。

他の委員から御指摘があったところもありましたので、改めて財団のほうから言われてきているところは、1 つタイムシェアのことについては御指摘があって、それは文言として入っておりましたのでいいのではないかと。あと、業務継続計画の策定というような視点についても開始されておりましたので、この点はクリアされているのかなと思いました。

先ほどの児童館ガイドラインと同様に性被害防止のところについてと、あとは、事故やケガの防止のところ、公共交通機関を利用する場合云々というところでは、同様に検

討していただければというところです。

あと、今プールのところがありましたけれども、「検討する」というようなことですが、「体制が整わない場合は中止」というような御意見もありました。あと、「運動遊び」という文言を加筆してはどうかというところと、おやつ、昼食等についても、先ほど「管理」という言葉がありましたので、そんな言葉を加筆してはどうかというところが御意見としてあったと思いますので、これらの御意見を踏まえて、また、修正と検討していただければいいかなというふうに思っています。

以上です。

それでは、一番最初に安部委員のほうから質問というようなこともありましたので、幾つかの質問等について、事務局から回答できるものについて回答していただければと思います。

○阿南課長補佐 承知いたしました。御質問について御回答させていただければと思います。

現行の放課後児童クラブ運営指針において運営主体の定義を幾つかしておりまして、まず、「放課後児童健全育成事業の運営主体」となった場合、ここまでの1つの言葉として捉えていただきますと、基本的に市町村がほとんどかなと思いますが、一部、民設民営で行っているところもありますので、それも含んでいる用語として、事業全体の運営に責任を持つ場所というところで捉えております。

「放課後児童クラブの運営主体」となると、それぞれのクラブ、事業所の運営に責任を持つところというふうにしておりまして、少し書き分けをしております。一部、「放課後児童健全育成事業は市町村が行うこと」というような表現があったかなと思います。14 ページの辺りです。これは法上、実施主体は市町村としておりますのでこういうような表現をとっておりますが、少し分かりづらいところがあるのかなというふうに今御指摘いただいて感じますので、もう一度全体を見直して表現については検討してまいりたいと思います。

それから、今回の指針の改正に伴って、放課後等デイサービス、あるいは放課後子供教室の指針、ガイドラインについてということで御質問がございました。

まず、放課後子供教室については、御承知のとおり文部科学省が所掌しておりますので責任ある御回答にはなりません、その点ちょっと御留意いただいた上で御発言させていただきます。

昨年12月に取りまとめましたこども家庭庁と文部科学省が連名で出しております「放課後児童対策パッケージ」の中においては、「こども・子育て当事者の意見反映について」という項目を立てておりまして、この中でこども基本法に規定されているとおり、他のこども施策同様に放課後児童対策に関しても、自治体において利用するこどもや子育て当事者の意見を聴取し、反映するよう検討していくことが求められると。

これに合わせて放課後児童クラブ運営指針及び地域学校共同活動の推進に向けたガイドラインの改定を検討するというところで、両省庁が持っております指針であるとかガイドラ

インの改正について皆様に御提示しているところでございますので、適切な機会に文部科学省のほうでも改定をされるのではないかとこのように承知をしております。

放課後等デイサービスのことについては、障害児支援課から回答いただければと思います。

○障害児支援課 放課後等デイサービスのガイドラインに関しましては、厚生労働省時代から改訂をするようにということで検討会を開いて、有識者の方からも御意見・提言いただいていたので、昨年度、有識者何名かのアドバイザー会議を設置いたしまして、11月から3月まで、その中で御意見をいただきまして、3月末に障害児支援部会がございましたのでそちらに素案をかけて、今、意見をいただいて改訂中ということでございます。発出はもう少し時間がかかるかなと思いますけれども、鋭意作業中ということで御認識いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○阿南課長補佐 御質問に関しては以上かと思いますが。

○大竹委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどと同様、各委員からいただいたんですが、さらにまたここで御意見、御質問等があればサインを出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 質問いいですか。

○大竹委員長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 よろしくお願いします。

先ほど安部先生のほうから運営指針のところ、「放課後児童クラブは、自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、育成支援を行う必要がある。」っていうところで、運営主体の、どうしてもという御意見あったかと思うんですけども、安部先生じゃなかったらごめんなさい。

それで1つ質問は、先ほど運営主体といったときに市町村も含まれるという説明があったと思うんですけども、放課後児童クラブといったときには、放課後児童クラブの運営主体と、支援員と、そこで働く補助員さんとか職員さんも含めて放課後児童クラブっていうふうに呼んできたんですね。ですので、ここに全部入ったのかなって考えてしまったんですけど、その辺のところは、すみません、阿南さんから補足とかお話があったらありがたいです。

○大竹委員長 お願いいたします。

○阿南課長補佐 「放課後児童クラブ」という言葉の中には、今、佐藤委員御指摘のとおりでして、それを運営する事業者であるとか、そこで働く放課後児童支援員等という、「等」の中に補助員も含んでおりますけれども、全ての方が読めるような形で考えております。

例えば、資料3-1の2ページのところで、⑧であえて「放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は」ということで併記をしているところが、これも数多く出てくるんですけども、これについては包含されている部分もございますけれども、しっかりと責任主体を明らかにするというような表現で両方を明記をしているというふうに考えております。

全体を通じて、先ほど来御指摘いただいているように、少し分かりづらいのがあります。

たら、それについては解説等でしっかりと書き込んでいく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

では、そのほか。

安部委員、お願いします。

○安部委員 2点あります。

先ほどの児童館ガイドラインと同じなんですけれども、局長通知で出すということだと思うんですが、果たしてそれでよいかどうかというのも検討していただけたらと思います。こどもたち 140 万人も利用している放課後児童クラブに関して1つの事業として位置づけられていて、それを局長通知でというのが自治体にとってもどうなのかなというのがありますし、もう少し何か根拠がほしいなと思っているところです。それが1つ目。

それから、今回の放課後児童クラブ運営指針の改正案を見ると、非常にたくさん盛り込まれています。これを現場の先生方がやるのは本当に大変だろうと感じます。そこで、市町村の役割を明確化してほしいと思うと同時に、資料3-2の12ページ、13ページ辺り、例えば職員体制に関して、放課後児童支援員を何人配置するのか。1人が放課後児童支援員で、うち1人は補助員でいいというのをこのままにしておくのかとか、あるいは、支援の単位がおおむね40人以下でよいのかどうかとか、この辺りも、本来は一緒に検討しなければいけないんじゃないかなと考えています。

ですけれども、ここまでは話をしていない状況で、現場の先生方がやるべきことがどんどん増えていってる状況が、果たしてこれで本当にこどもたちの放課後を保障できるのかなと懸念している部分はあります。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

最初の通知をどうするかというのは、先ほどの阿南さんからの説明のとおりで、検討していただくというようなことになると思います。

もう1つ、職員体制云々というようなところについては、これはまた別件のところになるかなと思います。

併せて、先ほどから児童館ガイドラインも含め、この支援クラブの運営指針についても解説書というようなものが必要ではないかという御意見もありました。これは別途の検討になるのではないかなと思いますので、事務局扱いということで対応していただければと思います。

ありがとうございます。そのほか、何か御意見・御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。後でもお話しするんですが、1週間以内に事務局に何かあればということがありますので、お気づきの点がこの後出ましたら、1週間以内に事務局に御意見を

伝えていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、本日いただいた御意見については、次回までに事務局で整理して改正案を修正していただくようお願いしたいと思います。

○阿南課長補佐 承知いたしました。

○大竹委員長 それでは、議事の(3)「こどもの意見聴取について」、事務局より説明をお願いいたします。

○阿南課長補佐 事務局でございます。

資料4を御覧ください。前回御提案できておらず、このタイミングで大変恐縮でございますが、今回の児童館ガイドラインと放課後児童クラブ運営指針の改正にあたりまして、こどもからの意見聴取についてまとめましたので御覧ください。

今般の改正に伴う意見聴取につきましては、こどもに対して行うという方向で御提案をさせていただきたいと思っております。この検討にあたりましては、こども家庭審議会基本政策部会の下に設置されました、こども・若者参画及び意見反映専門委員会でも、委員をお引き受けいただいております安部委員と御相談をさせていただきました。

指針改正の方向性やスケジュール等から総合的に考えまして、今回はアンケートによる実施を御提案させていただきます。

1つ目、「趣旨」といたしましては、改正にあたり児童館、放課後児童クラブに対する意見を聴取することによって両指針の内容を充実させること、あるいは、今後の専門委員会の議論の参考とするためとしております。

2つ目、「質問内容」でございますが、属性はもちろんでございますが、児童館、放課後児童クラブの利用に当たってよかったこと、続けてほしいこと。逆に、嫌だったこと、変えてほしいことについて、自由記述でいただいておりますのでどうかというふうに考えております。

「実施方法」といたしましては、児童館、放課後児童クラブそれぞれ500人程度に御回答いただけるよう自治体を抽出しまして、市町村を經由し、事業所に御協力をいただいてこどもたちに配付した上で、オンラインでのアンケートにて実施をしたいと考えております。抽出の方法については、記載のとおりでございますので御確認ください。放課後児童クラブにつきましては、小学校低学年の児童の利用が多いということでございますので、対応が難しい場面も想定されます。その場合については、紙での対応もしたいと考えております。

「4. 結果について」でございますが、個人や自治体が特定されない形で集計をいたしまして、次回の専門委員会で報告をさせていただきます。また、同時に資料を公開するという形で結果報告とさせていただきますと思っております。

「5. スケジュール」でございますが、来週から配布を開始し、6月中に締め切り、7月に集計をし、その後開催予定の次回専門委員会にて御報告ができたというふうに思っております。

以上でございます。

○大竹委員長 どうもありがとうございました。

それでは、こどもの意見聴取、この件について何か御意見があればお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

安部委員、何かあれば。

○安部委員 御検討いただきありがとうございます。

こどもたちの意見を聞くということに関しては、今、基礎自治体の方たちもどういうふう聞いていいかわからなくて困っているところがあるので、国がこのような形で聞かれるのは非常に良いと思いついて見えています。

1点、「能登半島地震の影響を考慮して、石川県を除く」とあるんですけども、石川県を単に除くのではなくて、別途何かの形で、ヒアリングでもいいんですけども、意見を聞いていただけないかなと感じます。というものの、災害時は、とにかくこどもたちの居場所がなくなるので、放課後児童クラブも、それから児童館に関しても、「利用できなくなって非常に辛い」みたいな声が出てくるのではないかと思います。逆に、被災したこどもの居場所づくり支援を活用し避難所などに居場所をつくったところは「居場所があつてうれしい」という声もあるかもしれないので、何らかご検討いただけたらなと思えます。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見・御質問があればと思えますが、いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 私からはオンラインアンケートということで、先ほど御説明いただいた件につきまして1つ御提案です。

先ほど、児童クラブにつきましては低学年の子の利用が多いということで、一部、紙媒体でもというようなお話がありました。ただ、オンラインアンケートを児童館で実施した場合でも、小学生ですと、オンラインの回答は保護者を絡めないとなかなかできないような部分もごございます。

小学校中学年から高学年になってきて、家庭的配慮の必要なお子さん方が、特に児童館、児童クラブに対して居場所として求めているような要望があつた場合、保護者を通じてじゃないとなかなかそういった意見が反映できない部分もあるんじゃないかという懸念もございましたので、児童クラブのみならず、一部紙媒体でのアンケートというところも、できれば児童館側でも御配慮いただけたらいいのではないかなというふうに思えます。

また、「能登半島地震の影響を考慮して、石川県を除く」というところもごございますが、先ほど安部委員のほうでお話いただいたとおり、被災知だからこそそのニーズであつたり、これまでの取組を振り返って改めて児童館、児童クラブの必要性が実感できてくるこどもたちも多いのではないかと思いますので、別途、そういった意味では現場の状況を配慮したような形で、意見が反映できるような形で何かしらのアンケートもお願いできたらと思つております。

以上です。

○大竹委員長 ありがとうございます。

先ほど、藤本委員から手が上がりましたが。

○藤本委員 こちらの集計なんですけれども、どういう形でどのような方が集計するのか、質問です。

○阿南課長補佐 自由記述ということになりますので、基本的には定性的なものになりますが、かなりの数になりますので見るのは非常に困難かなというふうに思います。基本的に手でコーディングをして振り分けるという定量的にまとめる方法もございますけども、職員の恣意的な判断で違うコーディングがされる可能性もありますので、現在、方向については検討しておりますが、生成 AI 等の活用も視野に入れて、できるだけ客観的な集計ができるように進めてまいりたいと考えております。

○藤本委員 ありがとうございます。

○大竹委員長 そのほか、何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは、先ほど安部委員、齋藤委員からも意見が出ておりましたので、これらの意見を踏まえて事務局でアンケート調査を進めていただき、次回の委員会で報告をお願いしたいと思います。

○阿南課長補佐 承知いたしました。

○大竹委員長 続いて、議事の（４）「その他」ですが、事務局より何かございますか。

○阿南課長補佐 こちらはございません。

○大竹委員長 それでは、追加の意見がある委員につきましては、先ほど申し上げました、1週間以内に事務局までメールでお知らせいただければありがたいと思います。事務局のほうで、本日いただいた御意見と合わせて改正案の整理をお願いいたします。

それでは、予定していました議事は以上ですので、事務局にお戻しいたします。

○山口成育環境課長 成育環境課長の山口です。途中外しているところがありまして、失礼しました。

本日も長時間にわたりまして御審議をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

今回は、こどもの意見と、それから、本日の議論を反映した形で改正案を御提示したいと考えております。次回委員会は追って調整をさせていただきますけれども、7月下旬から8月上旬にかけて実施をしたいと考えております。また、日程調整させていただきます。

ありがとうございます。

○大竹委員長 これをもちまして閉会といたします。委員の皆様、また、視聴された皆様、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

(了)